

東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務

2 事業目的

東北のゲートウェイである仙台において、東北の「食」の体験コンテンツを認定し、仙台から発信することで、東北の食への興味喚起と消費拡大を図るとともに、東北の周遊促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

4 業務内容

別紙1「東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）。

第3 スケジュール

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 平成31年4月11日（木） |
| (2) 企画提案に関する説明会 | 平成31年4月15日（月） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 平成31年4月17日（水） |
| (4) 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 平成31年4月18日（木） |
| (5) 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限 | 平成31年4月25日（木） |
| (6) 企画提案書の審査（プレゼンテーションの実施） | 令和元年5月10日（金） |
| (7) 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和元年5月13日（月） |
| (8) 契約締結及び業務開始 | 令和元年5月中旬 |

第4 応募手続

1 説明会の開催

本業務に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時

平成31年4月15日(月) 午前10時から

※ 説明会参加にあたっては、平成31年4月15日(月)午前10時までに「参加申込書」(様式第1号)を「5 提出先」あて持参、または、電子メールで提出すること。

(2) 場 所

仙台市役所本庁舎4階文化観光局第一会議室(仙台市青葉区国分町3-7-1)

(3) その他

説明会への出席の有無は応募資格に影響しない。

2 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

平成31年4月17日(水) 午後5時まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票(様式第2号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「5 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、平成31年4月18日(木)に提案予定者全員に電子メールで回答する。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書(様式第3号) 1部
- ② 企画提案書 7部
任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可
※ 見積書含む
- ③ 類似業務受注実績(様式第4号) 1部
・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ④ 会社概要 1部
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部
※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の

窓口にて申請してください。

⑥ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください

(2) 企画提案書の構成は別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

平成31年4月25日（木）17時まで（必着）

(4) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 提案書作成に関する留意点

(1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。

(3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

5 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階

仙台市文化観光局東北連携推進室 荘司、金田

電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和元年5月10日（金）午前10時から

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

① 出席者は1提案につき3名以内とする。

② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

2 審査決定方法

仙台市が設置する審査委員会（非公開）においてプレゼンテーションをふまえ、提案書の内容について「3 評価基準及び配点」の視点から総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定し業務委託候補者とする。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

- (1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点 10 点）
 - ① 事業の理解度
 - ② 業務遂行能力
- (2) 東北の食の体験コンテンツ認定に向けた調査（配点 20 点）
 - ① コンテンツ候補の情報収集の手法及び数量
 - ② 分析の手法及び方針
- (3) 東北の食の体験コンテンツの認定・発信（配点 25 点）
 - ① コンテンツ認定及びブランド化の方針
 - ② プロモーションの手法及び数量
 - ③ 認定を受けた事業者等が活用するプロモーションツールの制作及び効果
- (4) 東北の食の体験コンテンツを活用した誘客キャンペーンの実施（配点 10 点）
 - ① 誘客キャンペーンの内容及び期待できる効果
- (5) 事業効果の評価及び検証（配点 10 点）
 - ① 認定コンテンツの利用者数把握の手法
 - ② キャンペーン参加者へのアンケート内容
- (6) 相乗効果が期待できる取組（配点 5 点）
 - ① 東北への誘客や周遊促進に繋がる取組みの方針・考え方
- (7) 独自提案（配点 10 点）
 - ① その他東北の食の体験コンテンツ認定・発信に係る独自提案
- (8) 業務の実施体制（配点 10 点）
 - ① 実施体制及び実績
 - ② 事業費の妥当性

3 受託候補者の決定通知

- (1) 選定結果についてすべての提出者に対して書面にて通知する（令和元年 5 月 13 日を予定）
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第 6 提案上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第 7 その他

1 委託契約の締結

第 5 により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。